

福祉輸送について

北海道運輸局札幌運輸支局
輸送・監査担当

I. 福祉輸送の形態（概要）

1. 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）

事業として、緑色又は黒色ナンバーの車両を使用し運送を行うもので、国土交通大臣の許可を受けなければ、営業出来ません。

申請は、個人・法人を問わず可能ですが、法令試験、事業内容のヒアリング等が実施され、許可の合・否が決定されます。

2. 自家用有償旅客運送

自家用車（白色又は黄色のナンバー）を使用して行う運送で、国土交通大臣の行う登録を受けなければなりません。

ただし、申請出来るのは市町村、NPO法人、一般社団（財団）法人、農業協同組合、医療法人、社会福祉法人等に限られています。

また、申請後登録を受けるには「運営協議会」において、協議が調っていることが条件となります。

なお、会員として事前に登録を受けた方の運送しか出来ません。

II. 運送可能な旅客の範囲（以下に掲げる者及びその付添人に限る）

1. 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者。
2. 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者及び第2項に規定する要支援認定を受けている者。
3. 1. 及び2. に該当する者のほか、肢体不自由、内部障害、知的障害及び精神障害その他の障害を有する等単独での移動が困難な者であって、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者。

III. その他

上記に記載している内容は、いずれにも関係する法・規則があり「道路運送法、同法施行規則、旅客自動車運送事業運輸規則」が主なものとなります。

また、「通達等」によって、申請に際しての審査基準等が規定されております。

詳しくは『北海道運輸局のホームページ』をご参照ください。

※ 北海道運輸局 ⇒ 分野別情報・自動車をクリック

⇒ ハイヤー・タクシー事業についてをクリック（上記I. 1. が該当します）

⇒ 福祉輸送についてをクリック（上記I. 2. が該当します）